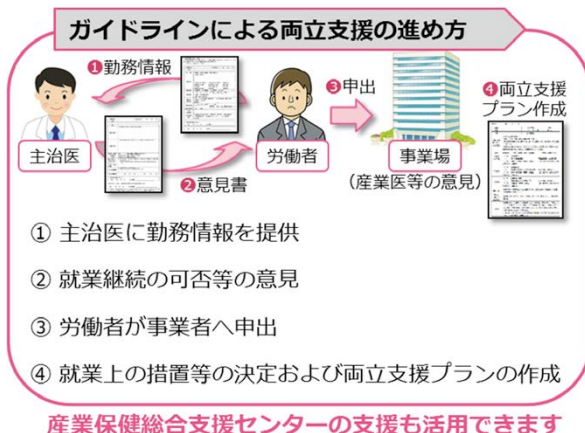


4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

(1) 企業における健康確保対策の推進、 企業と医療機関の連携の促進

- ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進
- ・企業向け、医療機関向けマニュアルを作成し、産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及
- ・都道府県ごとに設置される「地域両立支援推進チーム」の活動等を通して、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携の推進

ガイドラインの活用



(2) 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- ・労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成、産業保健総合支援センター等への配置

(3) 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- ・脊髄に損傷を負った労働者の職場復帰を見据えた入院時からの医療機関の継続的な支援方法等の研究、職場適応のためのリハビリテーション技術・機器の開発を推進するとともに、国の支援策の在り方を検討